

社会福祉法人ゆたか会介護職員初任者研修
学 則

① 申請者の住所・事業者名、電話	〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87 番地 15 社会福祉法人ゆたか会 0740-22-1601
② 県内の事業所の住所・事業所名、電話	〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87 番地 14 社会福祉法人ゆたか会 法人事務センター 0740-22-3490 ※申し込み・資料請求先
③ 指定を受ける研修事業の名称	社会福祉法人ゆたか会 介護職員初任者研修
④ 研修課程および学習方法	介護職員初任者研修課程 ・通学方法 ・通信方法(対象地域:)
⑤ 開講の目的	* 福祉の人材が不足する中、潜在的な地域の人材の掘り起し及び地域の人材教育
⑥ 指令年月日等(記入は通知後)	平成 30 年(2018) 2 月 28 日 滋賀県指令医福 第 324 号 ※募集広告を行う場合は、必ずこれを明記すること。
⑦ 受講資格	年齢が 16 歳以上で、自分の力で受講・学習を遂行できるもので、原則として、今後の福祉の仕事につくことを目的とするもの。また、今後福祉介護業務に携わる可能性のあるもの * 母性保護のため、妊娠中の方はご遠慮ください。
⑧ 定員	14 名
⑨ 募集・研修期間	(募集) 平成 30 年 4 月 11 日 ~ 平成 30 年 5 月 28 日 (研修) 平成 30 年 6 月 6 日 ~ 平成 30 年 11 月 28 日 ※研修期間の初日は開校式の日を言う。
⑩ 研修カリキュラム	カリキュラム日程表(様式第 4 号-1) 研修区分表(様式第 4 号-2) を参照
⑪ 研修会場の名称、住所・講義・演習	〒520-1623 滋賀県高島市今津町住吉 2 丁目 11-2 地域生活支援センター ほろん (講義・演習共に)
⑫ 実習施設の名称等	1. 実施する(実習施設利用計画書(様式第 6 号参照)) 2. 実施しない
⑬ 使用テキストおよび通信添削課題(出版社と名称等)	テキスト 介護職員初任者研修テキスト・株式会社 QOL サービス 通信添削課題 なし 全て通学で講義・演習
⑭ 受講手続きおよび本人確認の方法(選考方法含む)	・研修受講希望者は、平日(月~金 祝日除く)電話・FAX・来所のいずれかで資料を②に請求してください。学則、研修カリキュラム日程表と研修区分表、申込書を送付します。所定の申込用紙に必要事項を記載し、郵便・FAX又は窓口にて申込みをお願いします。 ・なお、受講申し込みにあたっては、本人確認が必要なことから研修初日に免許証、パスポート、健康保険証等を提示し、コピーを提出していただきます。 ・当法人から決定通知送付後、期日までに受講料、テキスト代の振込をお願いします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が4名以下の場合は中止することがあります。 ・応募者多数の場合は申込者の先着順とします。
⑮ 受講料、テキスト代等および支払い方法 (受講料補助制度含む。)	<p>受講料：59,400円(消費税含む) テキスト代：3,240円(消費税含む) 指定の期日までに指定する金融機関口座に振り込むこと</p>
⑯ 解約条件および返金の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生都合 研修開始前のキャンセルについては、講座開始日の10日前までは、受講料全額返金する。(振込手数料は受講生もち)。9日前から前日までは、キャンセル料(1万円)を差し引いた金額で受講料を返金する(振込手数料は受講生もち) 研修開始後については応じない。テキスト代は返金いたしません。 ・当法人の都合により開講を中止した場合は、全額返金します(振込手数料は当法人負担) 受講者が原因とする受講の取消し(退校)の場合は、受講料・テキスト代の返金は致しません(振込手数料は受講生負担)。
⑰ 欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	<p>欠席：やむを得ない理由で欠席した場合は補講を実施する。 遅刻：開始15分を超えて遅刻したものは欠席とみなす。 早退：講義・演習・実習は、一切の早退は原則として認めない。 次に該当する場合、受講を取り消すことがある 1) 無断欠席や研修意欲が著しく欠け受講態度が不良なもの 2) 講師の指導に従わず、研修の秩序を見出し、他の受講生に影響を及ぼすもの</p>
⑱ 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>評価方法：全カリキュラムを修了し筆記試験で70点以上の者を修了者とし、修了証明書を交付する 評価方法と合格基準：様式第11号参照</p>
⑲ 補講の方法および補講料	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を欠席された方で止むを得ない事情がある場合(必要に応じて証明証等の提出が必要です)については、欠席教科について別途講義・演習を行う ・補講料は1時間あたり1,500円
⑳ 募集の広報の方法	ホームページ・チラシ配布
㉑ 情報公開の方法(ホームページアドレス等)	http://yutakakai.jp/
㉒ 受講者の個人情報取扱	ゆたか会個人情報保護規程を適用する。 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。
㉓ 受講中の事故等についての対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該受講者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 また、滋賀県にも報告する。また、事業所としては実習中において、他人(受講生同士、施設職員等以外)の身体・財物に損害を与え、施設が法律上賠償責任を問われた場合に支払われる「施設損害賠償責任保険」に加入する・受講者本人に係る事故及び通学中の事故は受講生の負担とします。
㉔ 研修責任者名と役職	伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 事務局次長
㉕ 課程編成責任者名と役職	伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 事務局次長
㉖ 情報開示責任者名、役職および連絡先	水野賢祐 社会福祉法人ゆたか会 事務センター長 0740-22-3490

<p>㉞ 苦情相談担当者名、役職および連絡先</p>	<p>【事業者】伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 法人事務局次長 0740-22-3490</p> <p>【事業所】山崎 雅也 特別養護老人ホーム清風荘 0740-22-1601</p>
<p>㉞ 事業所の研修担当者名と連絡先</p>	<p>山崎 雅也 特別養護老人ホーム 清風荘 0740-22-1601</p>
<p>㉞ その他研修に関する事項</p>	